

平成 27 年 2 月 4 日

富山高等専門学校「学校いじめ防止基本方針」

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. 基本理念

いじめは全ての学生に関係する問題であり、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害するものである。全ての学生が安心して学生生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校はいじめを根絶する義務がある。

また、全ての学生がいじめを行わず、他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題について学生の理解を深めることを旨とし、学校・高専機構・保護者・その他関係者と連携の下、いじめ防止等の対策を行う。

2. いじめの定義

学生に対して、当該学生と一定の人的関係にある他の学生等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. いじめの禁止

学生は、いじめを行ってはならない。

4. 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、全ての学生が安心して勉学等に取り組むことができるように、関係者、関係諸機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に組織的に取り組むとともに、いじめ行為があった場合もしくは疑われる場合には適切かつ迅速にこれに対処し、更にその再発防止に努めるものとする。

II いじめの防止等のための対策

1. いじめ防止等のための組織等

いじめ防止等の対策及び早期発見については、各キャンパス学生委員会、寮務委員会及び学生相談室が連携を図りつつこれに当たる。また、必要に応じ心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者を参加させる。なお、重大事態発生時には危機管理委員会に対処と調査を行う。

2. いじめの防止

いじめは誰にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての学生を対象にコミュニケーション能力の醸成と集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いに認め合える人間関係・学校風土をつくるため、以下のことに重点的に取り組む。

(1) いじめについての共通理解

- ・学生に対して全体集会・ホームルーム等を利用して、全ての学生がいじめを行わず、他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することのないよう規範意識を醸成する。
- ・教職員に対し、いじめ問題に関する講演会や研修会を実施し、いじめ防止のための対策について共通理解を図る。また、新任教員に対して、メンター制度による指導教員が、学生に接するノウハウといじめに関する知識と対処の指導を行う。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校行事・課外活動・寮生活・留学生との交流・PBL教育・インターンシップを通じて、自他の意見の相違があっても、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する課題解決能力と社会性・コミュニケーション能力を養う。

(3) インターネット等を通じて行われるいじめの防止等の対策

- ・情報モラル教育を継続して実施する。

(4) 自己有用感や自己肯定感の育成

- ・学校行事の主体的な運営・ボランティア活動等の社会貢献を通じて、自分の存在が団体の中で占める位置を認識するとともに、その活動を学内外に広報し、他者の役に立っていると実感させる。

3. いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、年2回定期的な調査を実施し、クラス担任との定期的な個人面談を実施する。また、学生及び保護者の相談窓口を学生相談室に設置し、いじめの相談を受けることができる体制を整え、学校通信及びホームページへの掲載などにより周知を行う。

III いじめ事案に対する対応

1. いじめに対する措置

(1) いじめの発見や相談を受けた場合の対応

教職員は、いじめやいじめのサインに気づいたとき、学生からいじめの発見・通報を受けたとき、学生や保護者からいじめの相談があった場合には、速やかに学生委員会に報告を行う。同委員会は、教育的な配慮の下、関係者と連携して対応する。また、調査の結果、重大事態と判断された場合は、速やかに危機管理委員会を招集する。

(2) いじめの事実確認

被害学生、加害学生、その他関係者等からの聞き取りにより、当該いじめ行為の事実関係を客観的に把握する。

(3) 被害学生及びその保護者への支援

- ・「いじめられた側にも責任がある。」という、被害学生の精神的な苦痛を増加させ、学生側と学校との信頼関係を崩すような不適切な認識や言動を行わないよう細心の

注意を払う。

・被害事実把握後、個人情報に十分配慮しながら、被害学生保護者へ速やかに事実関係の連絡を行い、必要な情報伝達と情報共有を継続的に行う。また、被害学生が安全に教育が受けられる環境を確保する。必要に応じてカウンセラー等への相談を行う。

・いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、保護者と情報共有を行う。

(4) 加害学生への指導とその保護者への助言

事実関係の確認後、いじめ行為が認められた場合には、直ちにこれを停止させ、再発防止に努める。また、保護者へ連絡を行い、いじめの事実と学校の対応に理解と協力を得る。加害学生への指導においては、カウンセラー等とも連携し、教育的配慮に十分留意し行うものとする。いじめの状況に応じては、警察との連携及び指導・懲戒処分の措置を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた学生にも、いじめ行為に対する規範意識を高めるようさらに指導を行う。

(6) インターネット等を利用したいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。必要に応じ、警察、法務局等の関係諸機関との連携及び協力を得る。

2. 重大事態への対処

いじめにより、学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

(1) 重大事態が発生したことを高専機構に速やかに報告する。

(2) 危機管理委員会を中心として事実関係を明確にするための調査を実施する。必要であれば、心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者を参加させる。

(3) 調査結果に基づき校長が重大事態にかかる必要な措置を行う。

(4) いじめを受けた学生・保護者に対して個人のプライバシーに配慮しながら適切に事実関係その他必要な情報の経過報告を行う。

(5) 調査結果を高専機構に報告する。